

【談話】アメリカによるベネズエラへの攻撃について

2026年1月4日

社会民主党全国連合幹事長 服部良一

米国トランプ政権は3日、ベネズエラに対して軍事攻撃を行い、マドゥロ大統領を拘束した。マドゥロ氏はニューヨークに移送され、米国内の裁判所で裁判にかけられる予定であるとも報じられている。

国連憲章は、「武力による威嚇または武力の行使」を原則として禁止しているし、今回の軍事攻撃は、国連安全保障理事会の決議を経ているわけでもない。国連の常任理事国である米国がこのような強硬手段に打って出ることは、国連憲章をはじめとする国際法を根底から無視するものであり、言語道断だ。

自衛権の発動は例外的に認められている。だが、米国が直接の攻撃を受けたなど、ベネズエラによる軍事的な脅威を受けていた状況になく、自衛権の発動に当たるとは全く言えない。

国連のグテーレス事務総長が「危険な前例になる」、「地球全体に懸念すべき影響を及ぼしかねない」と批判したほか、フランス外相が「国際法の根底にある武力不行使の原則に違反」、「政治問題の永続的な解決は外部から強制されるべきではない」と発信するなど、批判や懸念の声が続々と上がっている。トランプ政権は、こうした批判や懸念を真摯に受け止めるべきである。

日本の外務省は、省内に中南米局長をトップとする連絡室を設置した。日本政府は、ベネズエラ国内の邦人の保護に全力で当たるべきである。そして高市政権は、「法の支配」を軽視し、武力攻撃による「力の支配」に突き進む米国トランプ政権を強く非難するべきであり、今回の軍事攻撃をわずかでも支持することはあってはならない。

日本国憲法は第9条において、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定める。社民党は、憲法の平和主義の理念に則り、平和的な手段による国際紛争の解決に力を尽くす決意であるとともに、日本政府に対してもそのことを強く求めていく次第である。

SHARE